

補助事業評価シート

番号	21	章	施策7	ともにつくる福祉の推進
----	----	---	-----	-------------

補助事業名	障害児等タイムケア事業運営助成等	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	19 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区障害児等タイムケア事業運営費補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	5,000,000 円 10/10	補助対象団体(者)	(社福)新宿あした会		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域生活支援事業としてタイムケア事業を位置づけ、手薄であった障害児(特に中・高校生)の放課後等の日中活動支援を図るとともに、必要な職員配置を行うための助成を行うことで重度障害児に対する支援充実を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	障害児タイムケア事業(地域生活支援事業)を行なう法人の運営を助成し、安定運営とともに支援の充実を図ります。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 所要額調書、事業計画書(配置職員名簿、利用者見込み含む)、法人収支予算書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 実績報告内訳書、利用者等実績書(配置職員・利用者名簿含む)、収支決算見込書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・支援員の配置基準を上回った配置をするか ・基準以上の配置により取り組み内容を確認		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・支援員の配置基準を上回った配置ができていないか ・利用者が毎月安定的に利用できているか ・日常支援として行事等取り組み内容が実施されたか		
今後の課題	1年間の事業運営による利用実績及び運営実績の検証から、利用者の障害特性に応じた支援と安全確保には、事業の実施要綱の見直しを行い、より充実した職員配置を行うことができるよう、支援員配置基準と報酬体系基準を改正する必要があります。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由 この補助金の総合評価はBです。 理由は、重度障害児対応を充実させるために、人件費などの運営経費についてさらに精査が必要ですが、この事業自体に対してはニーズも高く、区が補助を行い事業の安定運営を図ることは適切であるためです。</p> <p>区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は重度障害児も対象としたタイムケア事業を提供しています。</p> <p>目標の設定 目標設定は法定基準以上の職員配置することで、重度障害児への対応も可能なきめ細かなサービス提供を図るという利用者の(保護者)ニーズを踏まえたもので適切です。</p> <p>代替手段・効率性 区の空き施設を活用し、コスト面でも法人職員による柔軟な運営努力により効率的な運営です。</p> <p>目標の達成状況 この補助金を交付したことにより、重度障害児も含めた障害児の放課後等の居場所づくりができたことで、保護者のニーズに応えることができました。</p>				
今後の改革方針	安定した運営が可能な報酬体系に見直した上で、本補助金の役割を見直していきます。				